

石巻地方広域水道企業団長期継続契約とする契約を定める条例

平成 17 年 9 月 26 日

石広水条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 2 条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 事務機器、通信機器及び水質検査機器等に関する賃貸借契約
- (2) ソフトウェアに関する使用許諾契約
- (3) 前 2 号の契約に付随する保守の委託契約
- (4) 庁舎、取水場、浄水場及び配水場等の管理業務等の委託契約

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。